

「鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

[制定の趣旨]

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定になっています。この新制度の一環として、平成 24 年 8 月に改正され、平成 27 年 4 月から施行される予定の児童福祉法の規定により、家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準を市の条例で定めることとされました。

平成 26 年 4 月 30 日に、市町村が条例を定める際に従うべき、又は参酌すべき基準となる厚生労働省令が公布されたため、当該厚生労働省令の規定を踏まえ、鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

[主な内容]

1 趣旨

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとします。

2 定義

この条例において使用する用語について、定義します。

3 家庭的保育事業者等に共通する基準

家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)についての共通の基準を定めます。

4 家庭的保育事業

満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士等で市町村長が適当と認めるもの)の居宅又はその他の場所で保育を実施する家庭的保育事業の基準について規定します。

なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

5 小規模保育事業

満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う小規模保育事業の類型について、「小規模保育事業A型」、「小規

模保育事業B型」、「小規模保育事業C型」として定義しています。

なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

6 小規模保育事業A型

基準を満たす保育に従事する職員の人数のすべてが、保育士でなければならない「小規模保育事業A型」の基準について規定します。

なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

7 小規模保育事業B型

基準を満たす保育に従事する職員の人数の3分の2以上が、保育士でなければならない「小規模保育事業B型」について規定します。

なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、職員の配置に関する基準で、保育従事者における保育士の割合について、省令では2分の1以上としています。これを3分の2以上配置するよう義務付けることです。

8 小規模保育事業C型

家庭的保育者が保育に従事する「小規模保育事業C型」について規定しています。なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

9 居宅訪問型保育事業

満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う居宅訪問型保育事業について規定しています。なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

10 事業所内保育事業

事業所内保育所において地域の乳児又は幼児を受け入れる事業所内保育事業について規定しています。なお、厚生労働省令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

[施行期日]

この条例は、制定の根拠となる児童福祉法の一部改正が含まれている、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日」とします。

[経過措置]

- 1 食事の提供の経過措置について、この条例の施行の日の前日において保育を目的とする施設を運営する者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、提供する給食の自園調理及び調理員の配置に係る規定は、適用しないものとします。
- 2 連携施設に関する経過措置として、家庭的保育事業者等が連携施設の確保が著しく困難であること、また、特定教育・保育施設の設置等により必要で適切な支援を行うことができると市が認める場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、家庭的保育事業者等は連携施設の確保をしないことができるものとします。
- 3 保育従事者に関する経過措置として、小規模保育事業B型及び事業所内保育事業における保育従事者については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、家庭的保育者及び家庭的保育補助者をもって保育従事者とみなすものとします。
- 4 利用定員に関する経過措置として、小規模保育事業C型の定員については、「6人以上10人以下」としてありますが、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、その利用定員を「6人以上15人以下」とすることができるものとします。

「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の制定について

[制定の趣旨]

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」が公布され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定になっています。この新制度を進めるに当たり、子ども子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営についての基準を市の条例で定めることとされています。

平成 26 年 4 月 30 日に、市町村が条例を定める際に従うべき、又は参酌すべき基準となる内閣府令が公布されたことから、当該内閣府令の規定を踏まえ、鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

[主な内容]

1 趣旨

この条例の趣旨について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 34 条第 3 項及び第 46 条第 3 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとするとともに、この条例において使用する用語の定義、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に共通の基準を定めます。

2 特定教育・保育施設の利用定員

特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員については 20 名以上とし、特定教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとに定めるものとします。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

3 特定教育・保育施設の運営に関する基準

特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めます。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

4 特定教育・保育施設における特別利用保育及び特別利用教育の基準

特定教育・保育施設（保育所に限る。）が特別利用保育を提供する場合、特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が特別利用教育を提供する場合には、定

員を超えてはならないものとします。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

5 特定地域型保育事業における利用定員

特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とし、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、小学校就学前子どもの区分ごとに定めるものとします。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

6 特定地域型保育事業の運営に関する基準

特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めます。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

7 特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準

特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供する場合には、定員を超えてはならないものとします。なお、内閣府令で定める基準と異なる規定を設けるものは、ありません。

[施行期日]

この条例は、法の施行の日から施行します。

[経過措置]

- 1 経過措置として、付則第2項で特定保育所に関する特例をさだめ、当分の間、特定保育所（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所）の「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条の経過措置（委託費に関する規定）に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とします。なお、「利用の申込みに対する提供拒否の禁止等」及び「市町村が行うあっせん等の協力」に関する規定については適用しないものとします。
- 2 特定保育所の保育の委託に関する特例として、特定保育所は、法附則第6

条の経過措置に基づき、市から児童福祉法第 24 条第 1 項に規定する保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとします。

- 3 施設型給付費等に関する経過措置として、特定教育・保育施設が法第 19 条第 1 項第 1 号（満 3 歳以上であって、家庭において保育を受けることが困難な者以外の者）に該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を、子ども・子育て支援法附則第 9 条の経過措置の規定に基づき必要な読み替えをおこなったうえで適用するものとします。
- 4 特定地域型保育事業に関する経過措置として、特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号（満 3 歳以上であって、家庭において保育を受けることが困難な者以外の者）に該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第 9 条の経過措置の規定に基づき必要な読み替えをおこなったうえで適用します。
- 5 利用定員に関する経過措置として、小規模保育事業 C 型の利用定員については、「6 人以上 10 人以下」としてありますが、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間についてはその利用定員を「6 人以上 15 人以下」とします。
- 6 連携施設に関する経過措置として、特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であること、また、特定教育・保育施設の設置等により必要で適切な支援を行うことができると市が認める場合は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるものとします。

「鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について

[制定の趣旨]

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が公布され、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行される予定になっています。この新制度の一環として、平成 24 年 8 月に改正され、平成 27 年 4 月から施行される予定の児童福祉法の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を市の条例で定めることとされました。

平成 26 年 4 月 30 日に、市町村が条例を定める際に従うべき、又は参酌すべき基準となる厚生労働省令が公布されたため、当該厚生労働省令の規定を踏まえ、鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定しようとするものです。

[主な内容]

1 趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとします。

2 放課後児童健全育成事業の一般原則等

放課後児童健全育成事業による支援の対象者を規定するとともに、放課後児童健全育成事業者が配慮すべき事項、実施するための施設、支援に従事する職員の一般的要件等を規定します。

3 設備の基準

放課後児童健全育成事業所に、利用者が過ごす専用区画等を設けることを義務付けるとともに、専用区画については、利用定員 1 人当たりの面積を 1.65 m²以上と規定します。

4 職員

放課後児童健全育成事業所ごとに職員を配置し、配置する職員の資格要件を定めるとともに、都道府県が実施する研修を修了していることを義務付けます。
また、利用定員おおむね40人を一の支援の単位とし、支援の単位ごとに必要となる職員の数及び職種を規定します。

- 5 放課後児童健全育成事業者の遵守すべき事項
利用者の取扱いに関し、また衛生管理に関し、遵守すべき事項を規定します。

- 6 放課後児童健全育成事業所の運営について
放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業所の運営について規定します。

[施行期日]

この条例は、制定の根拠となる児童福祉法の一部改正が含まれている、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日」とします。

[経過措置]

放課後支援員の要件につきましては、「都道府県が実施する研修を修了したもの」と規定していますが、施行の日から平成32年3月31日までの間は、「平成32年3月31日までの間に修了する見込みである者を含む。」ものとします。